

# 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

平成21年10月9日  
秋田県人事委員会

## ◎ 勧告のポイント

### 1 給与

月例給、ボーナスともに引下げ ～ 平均年収では16.6万円(△2.6%)の減

- ①月例給 給料表を引下げ改定。自宅に係る住居手当を廃止。(改定率△0.5%)
- ②ボーナス 期末・勤勉手当を引下げ改定。(4.35月→4.00月。△0.35月。)

### 2 勤務時間

職員の勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分に改定

## 1 給与

### (1) 改定の考え方

地方公務員法の規定に基づき、国及び他の地方公共団体職員の給与との均衡の確保、民間給与水準との整合性の確保等を考慮し、また、地方分権が進められる中、地域の実情をより反映する必要があるとの認識に立ち、判断した。

### (2) 改定の内容

#### ① 給料表

本年4月時点における職員の月例給が県内民間給与を上回っていることから、人事院勧告に準じて、給料月額を引下げ改定を行う(平均改定率△0.2%)。ただし、医師に適用される医療職給料表(1)と各給料表のうち初任給を中心とした若年層に適用される給料月額については、引下げ改定を行わない。

また、給料表水準の引下げにあわせて、平成18年に行った給与構造の見直し(給料表水準の引下げ)に伴う経過措置額の算定基礎額についても、引下げ改定を行う。

なお、平成19年11月から行われている給与減額措置により現に職員に支給されている給与との比較では、職員の給与が県内民間給与を下回っている。

#### ② 住居手当

自宅に係る住居手当については、県内民間の支給状況並びに国及び他の地方公共団体の動向を踏まえて、これを廃止する。

#### ③ 期末手当・勤勉手当

県内民間の特別給の年間支給割合に見合うよう、職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を0.35月分引き下げて、4.00月とする。

なお、本年6月期の凍結分(0.2月分)は、引下げ分の一部に充てる。

#### 【改定後の支給月数】

一般職員	6月期	12月期
期末手当 2.65月	1.20月(△0.15月)	1.45月(△0.1月)
勤勉手当 1.35月	0.675月(△0.05月)	0.675月(△0.05月)
計 4.00月(現行4.35月)	1.875月(現行2.075月)	2.125月(現行2.275月)

#### ④ 時間外勤務手当

労働基準法の改正に伴い、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を引き上げる。

### (3) 実施時期

(2)の①、②及び③の改定は給与水準を引き下げる内容であることから、遡及することなく、この勧告を実施するための条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から実施する。

(2)の④の改定は、平成22年4月1日から実施する。

### (4) 給与に関するその他の課題

#### ① 住居手当

借家・借間に係る住居手当については、高額家賃を負担している職員の実情を踏まえた手当のあり方について、引き続き検討する。

#### ② 給料の調整額及び特殊勤務手当等諸手当

業務の実態や職員の通勤の状況、獣医師の人材確保の状況、他の都道府県の支給状況等の調査を行い、社会情勢の変化や技術の進歩等に伴って諸手当等の支給水準を改定する必要があるものについて、見直しを行う。

## 2 勤務時間

### (1) 勤務時間の改定

国及び過半数の都道府県において勤務時間の短縮を実施済みである。

職員の勤務時間について、国及び他の地方公共団体の職員との均衡を考慮すべきとする地方公務員法の規定に基づき、1日8時間を7時間45分に、1週40時間を38時間45分に改定する。

### (2) 実施時期

平成22年4月1日から実施する。

## 3 勤務環境の整備

### (1) 時間外勤務の縮減等

心身の健康保持やワーク・ライフ・バランス、公務能率の向上を図る観点から、引き続き、時間外勤務の縮減及び年次休暇の計画的な取得等を促進する必要がある。

### (2) 両立支援の推進

より子育てや介護などに配慮した勤務条件を整備するため、国家公務員における今後の状況や関係法令の改正等の動向を注視し、制度の拡充を検討する。

### (3) 心の健康づくりの推進

職員が自己の能力を十分に発揮できる状態で勤務に従事するため、心の健康づくりに関する諸施策を一層推進するとともに、パワー・ハラスメントについても意識を高める必要がある。

(資料)

1. 民間給与と職員給与との比較

(1) 月例給

民間給与 A	職員給与 B	公民較差 (A - B)
394,375円	400,299円	<u>▲5,924円 (▲1.48%)</u>

給与減額措置後の額との比較

民間給与 A	職員給与 B	公民較差 (A - B)
394,375円	383,840円	<u>10,535円 (2.74%)</u>

(2) 特別給

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数
4.02月	4.35月

2. 民間の支給状況

自宅に係る住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	22.7%
非支給	77.3%

※自宅を所有する県職員には、月3,000円が支給されている。

(参考)

平均給与・年収関係

【行政職給料表の場合】

平均年齢 43.7歳      平均経験年数 22.8年

	月例給	年収
勧告前	397,101円	6,494,228円
勧告後	395,108円	6,328,048円

上記金額は、給与減額措置前の額に基づいて算出。